

妊娠期に5万円+出産後、生まれた子



1人につき5万円を支給します

詳しくは☎健康増進課
☎786-1855

妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、面談などの相談支援と妊娠中・出産後の経済的支援を一緒に行う「出産・子育て応援事業」を開始しました。

出産応援給付金

「妊娠届出」の面談時に、手続きを行うことで5万円



子育て応援給付金

出産後に「新生児・産婦訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」時に手続きを行うことで、生まれたお子さん1人につき5万円



対象▶ 令和4年4月1日以降に妊娠または出産された人（流産・死産を含む）

申請方法▶ 妊娠届出時期、出産時期により申請方法が異なります。対象の人には、個別にお知らせします。

新型コロナワクチン関連情報

詳しくは☎健康増進課☎786-1855

令和5年度の新型コロナワクチン接種について

3月7日(火)時点の情報のため、内容が変更になる可能性があります。なお、このたび国から示された制度が大変複雑な内容となっているため、ご不明な点はお気軽に健康増進課までお問い合わせください。

📌「令和5年春接種」を開始します

対象者▶ 初回接種を完了した次に該当する人（オミクロン株対応ワクチン接種済み者を含む。）

- ・65歳以上の高齢者
- ・基礎疾患を有する人（5歳以上）
- ・医療機関や高齢者施設などの従事者

※詳細は、広報おけがわ5月号に掲載予定です。

📌「令和5年秋接種」を実施します

対象者▶ 初回接種を完了した5歳以上の全ての人（令和5年春接種をする人を含む。）

初回接種とは…12歳以上→1・2回目接種、小児→1・2回目接種、乳幼児→1・2・3回目接種

現在実施している新型コロナワクチン接種の変更点について

①初回接種を完了し、オミクロン株対応ワクチン未接種の12歳以上の人向けの接種は、**5月7日(日)で終了**となり、**📌「令和5年春接種」**の対象者を除き、**📌「令和5年秋接種」**まで接種できません。

②初回接種を完了していない生後6か月以上の全ての人の接種を4月以降も引き続き実施します。
※5歳以上の人については、初回接種完了後**📌「令和5年秋接種」**も受けられます。（接種対象になる場合は、期間内であれば、**📌「令和5年春接種」**も受けられます。）

③小児（5～11歳）のオミクロン株対応ワクチン接種について本市では、**4月1日(土)接種分**より、小児の3回目以降の接種に使用するワクチンをオミクロン株対応ワクチンに切り替えます。

対象者▶ 初回接種が完了した人（3回目接種を受けたか否かにかかわらず接種を受けられます。）

接種医療機関▶ 朝日内科歯科医院、桶川駅前こどもクリニック、栗原クリニック、豊田医院、ペニバナファミリークリニック、渡辺医院

接種券▶ 3回目接種を受けていない人は、お手元の接種券が引き続き使用できます。

※**📌「令和5年春接種」**の対象になる小児については、5月7日(日)までにオミクロン株対応ワクチンの接種を受けると3か月経過後、**📌「令和5年春接種」**が受けられます。

川島町
桶川市

「ごみ処理広域化協議会」を設置しました

詳しくは☎環境対策推進課
☎657-8884

本市では、昨年1月11日に、川島町、東松山市と「ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、その合意書に基づき、協議会設置に向けた課題を協議するための調整会議を設け協議を行ってまいりましたが、令和5年1月25日付けで東松山市から協議会に参画することは難しいと通知が届き、その結果、本市と川島町の1市1町でごみ処理広域化の協議を継続することといたしました。令和5年2月15日には、「川島町・桶川市ごみ処理の広域化に関する協定書」を締結し、この協定書に基づき、令和5年4月1日に川島町内に「ごみ処理広域化協議会」を設置いたしました。引き続き1市1町で協議を進め、広域化によるごみ処理施設の整備を推進してまいります。

市税の納付方法が増えます

各種スマホ決済アプリやクレジットカードでますます便利に

4月
から

詳しくは☎収税課☎788-4917

納付書の QR コードで納付ができます

市税納付書に印刷された「QR コード (eL-QR)」や「納付書番号 (eL 番号)」を使って、全国の対象金融機関窓口での納付や、各種スマホ決済アプリやクレジットカードを利用して納付ができます。

【対象税目】

- 個人市民税・県民税 (普通徴収)
 - 固定資産税・都市計画税
 - 軽自動車税 (種別割)
 - 国民健康保険税
- ※上記以外の税目は利用できません。
※口座振替の人は利用できません。

QR コード納付書イメージ



納付方法	金融機関窓口 (現金納付)	各種スマホ決済アプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード納付 ・インターネットバンキング納付 ・ダイレクト納付 ・ページー納付 (番号発行)
納付の流れ	QR コード納付書を使って金融機関の窓口で納付。納付書裏面に記載の金融機関の他、全国の QR コード納付対応金融機関で納付が可能。	対応スマホ決済アプリを起動し、スマホなどのカメラで納付書の QR コードを読み取り、アプリ決済で納付。	パソコンやスマートフォンなどで、「地方税お支払いサイト」へアクセス。QR コードを読み取るか納付書番号を入力し、支払い方法を選択して納付。
その他	QR コード納付書対応金融機関は、下記詳細の QR コードよりご確認ください(注)。(利用可能チャンネル欄に「QR」のアイコンがある金融機関が対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・対応スマホ決済アプリは、下記詳細の QR コードよりご確認ください(注)。(納付には事前に各スマホ決済アプリのダウンロードが必要です) ・領収書は発行されません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードでの納付は手数料が発生します。 ・ダイレクト納付のみ、事前に eL-TAX の利用登録が必要です。 ・領収書は発行されません。
詳細	共通納税対応金融機関	地方税お支払いサイト	

(注) 4月1日以降、順次更新予定。

「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニ納付用バーコードで納付できるスマホ決済アプリが増えます

コンビニ納付用バーコードを使って市税などの納付ができるスマホ決済アプリについて、これまでの PayB、PayPay、LINE Pay に加えて「d払い」「au PAY」が対応しました。

対象▶ 納付書にコンビニ納付用バーコードがついているすべての市税などで利用可能です。

納付方法▶ スマホなどで対象アプリを起動し、カメラ機能で納付書に印字されているコンビニ納付用バーコードを読み取ってアプリ決済で納付してください。

令和5年度 国民健康保険の税率を県内の市の平均程度に改正します

課税分から

国保制度は、国民皆保険制度の根幹をなす大切な制度です。ご理解・ご協力をお願いいたします。



詳しくは☎保険年金課☎788-4941

埼玉県では、令和8年度までに国保財政の赤字を解消するとともに、令和9年度に県内市町村の国保税率を一定程度統一する方針を定めています。

統一時の税率はまだ示されていませんが、現時点で県が示す市町村標準保険税率（**表1**の参考欄）と、桶川市の国保税率には大きな乖離があり、また、桶川市の国保財政は、実質的収支の「赤字」が続いています。

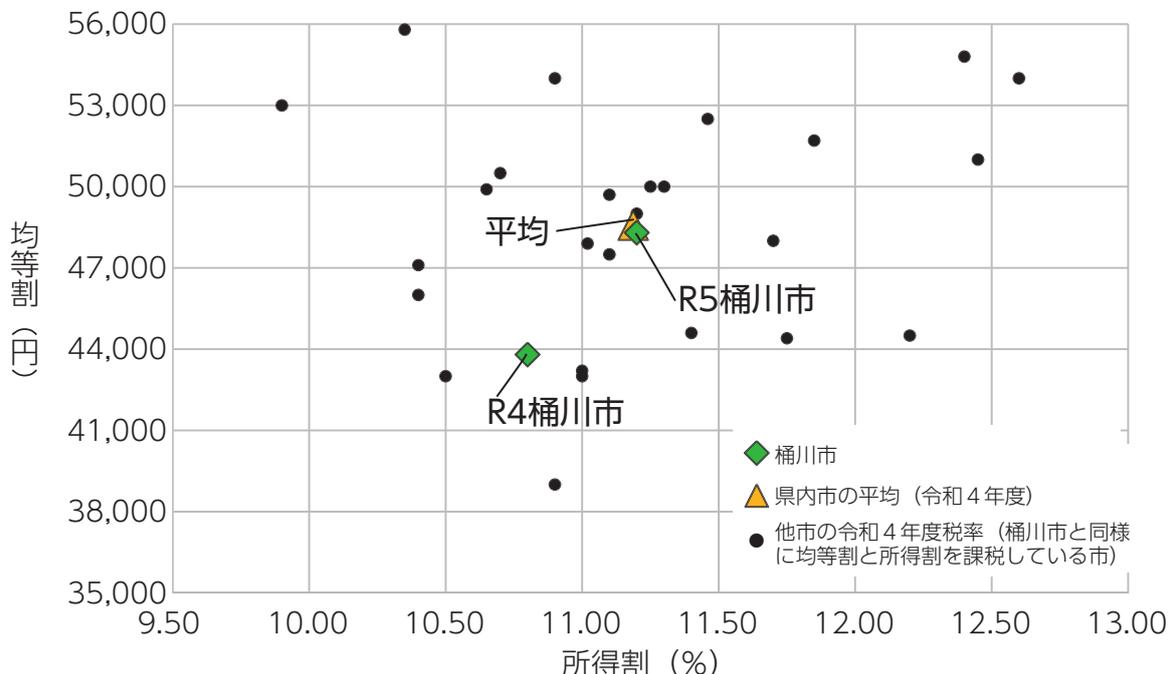
桶川市では、令和元年度以降、国保税率を据え置いていましたが、国保事業の継続的な運営を図るため、県内市の令和4年度平均（**図1**を参照）程度となるよう、国保税率を**表1**のとおり改正します。

表1 所得割：加入者の所得に応じて課税 均等割：加入者数に応じて課税 賦課限度額：世帯当たりの課税上限額

課税区分		令和4年度	令和5年度	増減	参考：R5年度標準保険税率
医療分	所得割	7.3%	7.2%	-0.1%	6.93%
	均等割	24,000円	26,400円	2,400円	41,919円
	賦課限度額	630,000円	650,000円	20,000円	
支援金分	所得割	2.0%	2.2%	0.2%	2.80%
	均等割	9,000円	9,900円	900円	16,357円
	賦課限度額	190,000円	200,000円	10,000円	
介護分 (40~64歳の 人に課税)	所得割	1.5%	1.8%	0.3%	2.40%
	均等割	10,800円	12,000円	1,200円	17,441円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円	
合計	所得割	10.8%	11.2%	0.4%	12.13%
	均等割	43,800円	48,300円	4,500円	75,717円
	賦課限度額	990,000円	1,020,000円	30,000円	

※広報おけがわ5月号・6月号で、課税額の比較（モデルケース）など詳細について説明します。

図1 国保税率 桶川市と他市の比較（令和4年度）



「いざ」というときのために国民健康保険に加入しましょう

詳しくは☎保険年金課 ☎788-4941

職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人を除き、市内に住むすべて人は、**桶川市の国民健康保険（以下、国保）に加入しなければなりません。**

- ※他の市区町村からの転入や会社の健康保険に加入している人が退職し国保に加入する場合などは、前の健康保険を喪失した日から14日以内に国保への資格取得の届け出が必要です。
- ※国保への加入年月日は、**届け出の日ではなく、前の健康保険を喪失した日**です。届け出が遅れた場合は、加入日にさかのぼり国民健康保険税を納付していただくことになります。

国保への加入・脱退の手続きの際は、表の「届け出に必要なもの」の他に、次のものを持参してください。

- ・窓口に来られる人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの）
- ・窓口に来られる人と手続きが必要な人のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類。）

国民健康保険税額の試算を希望する人は、令和4年中の収入のわかるもの（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）を持参して、保険年金課へ。



	こんなときは…	届け出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき	マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの
	職場の健康保険をやめたとき 被扶養者からはげれたとき	健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	同一世帯の人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの本人確認ができるもの
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保を脱退する	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証（以下、国保保険証）
	職場の健康保険に加入したとき 被扶養者になったとき	職場の健康保険証（または資格取得証明書）、国保保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	国保保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国保保険証
その他	就学のため別に住所を定めるとき	国保保険証、在学証明書
	市内で住所が変わったとき	国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	国保保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	国保保険証

国民健康保険・後期高齢者医療制度 にご加入の皆様へ

詳しくは☎
保険年金課
☎788-4941

人間ドック・脳ドック検診費を一部補助しています

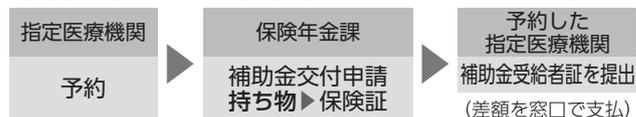
対象▶①国民健康保険に加入している30歳以上の人
②後期高齢者医療制度に加入している人
(①、②共に保険税・保険料の滞納のない人)

補助金額▶人間ドック・脳ドックいずれか一方の検診費の7割（上限25,000円）を年度内1回補助。

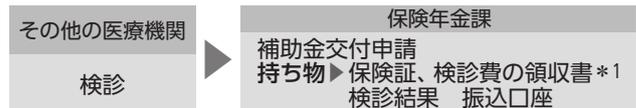
- ※検診項目や検診費用は、各医療機関で異なりますので、直接医療機関へ問い合わせてください。
- ※指定医療機関は、市HPをご覧ください。
- ※後期高齢者医療制度加入者で「健康診査」を受診した人は、補助の申請はできません。

補助方法▶

桶川市・北本市・伊奈町の指定医療機関で受ける場合



その他の医療機関で受ける場合



*1 領収書に、「人間ドック」や「脳ドック」の記載がない場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。

指定保養施設の利用補助制度ご利用ください

埼玉県国民健康保険団体連合会が行っている保養施設宿泊利用共同事業の指定を受けた保養施設（国内の約240か所の旅館、ホテルなど）を利用する場合には、次のような補助制度があります。

対象▶桶川市国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の人で、保険税・保険料の滞納のない人

補助金額▶3,000円（※年度内1人一泊を限度）

利用方法▶①利用施設に補助利用券を使用する旨を伝え、予約
②利用日前に保険証を持参のうえ、保険年金課で利用券を申請

- ※保養施設一覧は、市ホームページや保険年金課で閲覧できます。
- ※利用券は、旅行会社のパック旅行などには使用できません。